

平成 24 年 5 月 17 日
国 土 交 通 省

竜巻等突風対策に関する国土交通省の取り組み

1. 今般の被害への対応

① 現地調査

- ・ 建築研究所及び国土技術政策総合研究所による建築物等の被害状況把握のための合同調査（5月6～7日）
- ・ 気象庁による突風現象の把握のための調査（5月6～7日）
- ・ 国土地理院による空中写真撮影（5月7日）

※調査結果等は、各機関HP等で公開

- ② 関係省庁連絡会議への出席（5月6、7日：水管理・国土保全局、大臣官房）
- ③ 突風等被害に関する政府調査団に参加（5月7日：水管理・国土保全局、気象庁）
- ④ 被害状況を国土交通省HPにて公開（5月6日～随時 ※5月16日 第8報）

2. 国土交通省におけるこれまでの竜巻等突風に対する取組状況

「竜巻等突風対策の強化に向けた検討会報告」（平成 19 年 6 月 竜巻等突風対策検討会）を受け、以下の取組を行ってきた。

<航空分野> → 「竜巻等突風対策の強化に向けた検討会報告」の対策を実施。

① 空港気象ドップラーレーダー（降水時の風観測）の整備

- ・ 平成 20 年度までに全国 9 つの空港（新千歳、成田、羽田、中部、関西、大阪、福岡、鹿児島、那覇）で整備・運用を実施。

② ウィンドシア情報処理装置（気象情報やダウンバースト等の領域を視覚的に表示）の整備

- ・ 平成 20 年度までに全国 9 つの空港（新千歳、成田、羽田、中部、関西、大阪、福岡、鹿児島、那覇）で整備・運用を実施。

③ ドップラーライダー（非降水時の風観測）の整備

- ・ 平成 23 年度までに全国 3 つの空港（羽田、成田、関西）で整備・運用を実施。

<鉄道分野> → 「竜巻等突風対策の強化に向けた検討会報告」より拡充を図った対策を実施。※以下拡充箇所に下線

① 風速計の新設等による風の観測体制の強化（1,009 箇所→1,379 箇所）

- ・ 全国 H17 年 12 月：1,009 箇所→H23 年 3 月：1,703 箇所（694 箇所増）

- ・ 気象庁が一般提供を開始した「竜巻注意情報」(H20年4月)、「竜巻発生確度ナウキャスト」(H22年5月)を活用。
- ② 風観測の手引きの作成(風速計の設置地点の考え方、必要な機能等についてとりまとめたもの)
 - ・ H18年9月に作成し、周知を行っている。
- ③ 防風設備の手引きの作成(防風設備を設置する際の調査・計画の手順、設備の仕様等についてとりまとめたもの)
 - ・ H18年9月に作成し、周知を行っている。
- ④ 運転規制、突風対策について引き続き調査・研究
 - ・ JR東日本の在来線において、規制発令風速を下げる早め規制を導入。
※速度規制(25km/h)の基準風速を25m/sから20m/sに引き下げ、運転中止の基準風速を30m/sから25m/sに引き下げ。
- ⑤ 防風柵等の防風設備を設置
 - ・ 全国 H17年12月:14箇所→H23年3月:28箇所(14箇所増)

<住宅分野> → 支援等の制度はあるものの、H19年以降竜巻等による対象案件なし。住民に対しこれらの制度について周知の取り組みを進めている。

- ① 公営住宅等の住宅確保支援
- ② 災害復興住宅融資

3. 今後の取組

<航空分野>

引き続き、システムの安定運用に努めるとともに、関係機関と連携して航空機の安全運航に資する航空気象情報の作成及び運航事業者への情報提供を行う。

<鉄道分野>

鉄道における総合的な強風対策・突風対策について必要な対策や検討を引き続き推進。

<住宅分野>

今般の竜巻後の対応として、被災地方公共団体は公営住宅への一時入居の需要を確認中。

住宅金融支援機構は、今般の竜巻による被災住宅復旧のための融資について、受付を開始。

(5月8日:住宅金融支援機構HPで公開)